

平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会  
第1回権利擁護専門部会 次第

日時 平成30年7月6日(金) 午後6時30分から  
場所 文京区民センター3階 3D会議室

1 開会

2 議題

(1) 平成30年度障害者地域自立支援協議会各専門部会の下命事項について

(2) 平成30年度 権利擁護専門部会の運営について

(3) 5月10日実施 成年後見制度学習会座談会について

(4) その他

【配付資料】

- ・開催次第
- ・委員名簿 【資料第1号】
- ・文京区障害者地域自立支援協議会要綱 【資料第2号】
- ・平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会 下命事項について 【資料第3号】
- ・平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会の運営について 【資料第4号】
- ・成年後見制度学習会座談会チラシ 【資料第5号】
- ・成年後見制度学習会座談会レジュメ 【資料第6号】
- ・成年後見制度利用促進にむけた体制整備のための手引き(抜粋) 【資料第7号】
- ・成年後見制度学習会座談会ご報告(質疑応答) 【資料第8号】

【資料第1号】

## 文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

平成30年4月1日

※○は新メンバー

敬称略

役職名		委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長		高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
親会委員		松下 功一	文京槐の会 は～とぴあ施設長
親会委員		大形 利裕	文京区障害者就労支援センター センター長
親会委員		安達 勇二	文京地域生活支援センターあかり
委員		新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
〃		美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター
〃		浦崎 寛泰	弁護士
〃		箱石 まみ	司法書士
〃	○	本山 棣子	文京区民生委員・児童委員協議会 本富士地区副会長
〃		賀藤 一示	文京区知的障害者相談員
〃		杉浦 幸介	当事者委員
〃		久米 佳江	当事者委員
〃	○	平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
区委員		永尾 真一	知的障害者福祉司
〃		渋谷 尚希	身体障害者福祉司
〃		小谷野 恵美	予防対策課保健指導係長
事務局		林 悦子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局		田中 静江	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局		井美 有希未	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局		水江 純一	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局		神山 美樹	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

- 19文福障第1705号 平成20年2月18日区長決定
- 19文福障第2191号 平成20年3月31日一部改正
- 23文福障第2692号 平成24年3月30日一部改正
- 24文福障第688号 平成24年6月1日一部改正
- 24文福障第2127号 平成25年1月24日一部改正
- 26文福障第3145号 平成27年3月30日一部改正
- 27文福障第2238号 平成28年2月1日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 就労支援専門部会
- (2) 相談支援専門部会
- (3) 権利擁護専門部会
- (4) 障害当事者部会

3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

6 部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。

7 前項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。

9 部会は、部会長が招集する。

10 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

11 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関において処理する。

- (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
- (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター
- (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
- (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター

13 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
	文京区家族会	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
相談支援事業者関係	区内指定一般相談支援事業者	3名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	6名以内

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部福祉施設担当課長 福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

## 平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会 各専門部会の下命事項について

各専門部会に対する下命事項は下記の事項とし、下記事項については、文京区障害者地域自立支援協議会へ検討の進捗状況及び議論の方向性を報告する。

また、各専門部会は、下命事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

### 1 相談支援専門部会

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

区内地域で活動する関係機関等とのネットワークを強化し、相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みを検討する。

### 2 就労支援専門部会

就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みを検討する。

### 3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みを検討する。

### 4 障害当事者部会

障害当事者からの情報発信等についての検討等を行う。

障害当事者部会で検討した内容について、区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動を行う。

平成30年度 文京区障害者自立支援協議会  
権利擁護専門部会の運営について

平成30年7月6日（金）

1 平成30年度の方向性

- (1) 成年後見制度について調査・研究・検討を行う
- (2) 選挙における投票支援について、入所施設では不在者投票を行ったが、通所施設利用者や就労者、在宅者にどのような課題があるのか調査・研究・検討を行う。
- (3) 部会の活動を発信する。

2 部会での検討内容

- (1) 第1回部会（7月6日（金）※本日）  
5月10日に実施した成年後見制度推進についての学習会について、講師の箱石委員より報告をしていただき、委員で検討する。
- (2) 第2回部会（9月頃）  
第1回部会の振り返り、追加検討  
第3回部会、「選挙における投票支援についての懇談会（仮）」の準備
- (3) 第3回部会（11月頃）  
「選挙における投票支援についての懇談会（仮）」
- (4) 第4回部会（2月頃）  
平成30年度の振り返り、他



## 成年後見制度利用促進基本計画について

### ———専門家（司法書士）からお話を聞く会&座談会

平成28年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。障害のある人のご家族から、成年後見制度を利用するにあたり、今一つ不安や心配を払拭できないとの声を聞きます。

この法律に基づいて国が定めた成年後見制度利用促進基本計画について学び、さらに利用しようとする側から様々なご意見、ご質問を受ける機会にしたい、この会を下記の日程で開くことといたしました。

みなさまのご参加をお待ち申し上げます。

#### 記

日時：5月10日（木）午前10時から11時50分

場所：文京シビックセンター3階 障害者会館 A室

内容：①学習会「成年後見制度利用促進基本計画－成年後見制度の現状を踏まえて」

講師 箱石まみ（司法書士・文京区自立支援協議会権利擁護専門部会委員）

成年後見制度は、判断能力が不十分な方の権利擁護のためのものですが、現状では、必要な方に十分に利用されておらず、利用状況にも偏りがあると言われていています。基本計画は、このような現状を踏まえ、①利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築のための枠組みを定めたものです。この基本計画に基づいて、市区町村では、地域の特性を生かした計画作りが始まっています。制度を個人で利用する視点はもちろん、成年後見制度の趣旨を生かすためにどのような地域のネットワークづくりが必要かという視点も大事になってきますので、皆様と一緒に考えていきたいと思えます。（箱石）

#### ②座談会

申込：参加申し込みは不要です。

※A室の広さと資料準備の関係から、先着20名様位とさせていただきます。

成年後見制度にご関心のある方は、どうぞご参加ください。

#### 開催者

文京区自立支援協議会権利擁護専門部会委員有志  
お問合せ先 賀藤 一示（上記部会委員）

TEL・FAX 03-3813-1142

## 成年後見制度利用促進基本計画－成年後見制度の現状を踏まえて

平成30年5月10日

司法書士 箱石 まみ

### はじめに（自己紹介）

岩手県山田町（東日本大震災の被災地）出身。震災相談活動に継続して取り組んでいます。

平成19年司法書士登録（平成20年～文京区）、平成21年から後見業務開始

現在の後見案件は11件（他に終了・他類型への移行による廃止等8件あり）

後見類型が多いが、補助、保佐、監督人あり。

平成27年から（公社）成年後見センター・リーガルサポート東京支部 文京地区リーダー

### 1 成年後見制度利用促進法からの経緯

#### (1)成年後見制度利用促進法（促進法）

平成28年5月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行

国に、「成年後見制度利用促進基本計画」策定義務（法12条）

市町村に、上記基本計画を勘案した市町村計画策定の努力義務等（法23条）

#### (2)成年後見制度利用基本計画（国基本計画）

平成29年3月「成年後見制度利用基本計画」を閣議決定

計画の対象期間は、平成29年度～33年度（5年間）

→基本計画の工程表（資料「手引き」p151上）

#### (3)市町村の対応状況（市町村計画、地域連携ネットワークづくり等）

- ・市町村は、「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」などの既存の取組も活用しつつ、地域の実情に応じて進めていく（国基本計画 p5）
- ・既存の取組－東京都は各区市の「成年後見制度推進機関」（文京区では社協の権利擁護センター（あんしんサポート）が該当）
- ・すでに市町村計画が作成された自治体もある 大阪市
- ・文京区は、文京区地域福祉保健計画（平成30年度～平成32年度）において利用促進法に触れているが、市町村計画や地域ネットワークづくりについてはこれからと思われる。
- ・平成30年3月「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（→資料）

## 2 成年後見制度の趣旨と現状—なぜ成年後見制度の体制整備が求められているのか

### ① 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第1条（目的）

この法律は、認知症、知的障害その他精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにも関わらず十分に利用されていないことに鑑み…

### ② 「成年後見制度利用促進基本計画」本文 p1~p2

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものである。また、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない。

また、成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保険契約（施設入所）のためとなっており、さらに、後見・保佐・補助と3つの類型がある中で、後見類型の利用者の割合が全体の約80%を占めている。

これらの状況からは、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれる。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっているが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されている。

さらに、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。

このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされている。

### ③ 資料「手引き」p6~p7

### 3 後見制度利用促進のための体制の内容

#### (1)利用促進法

基本理念及び基本方針

→資料「手引き」p168「成年後見制度の利用の促進の促進に関する法律イメージ図」)

#### (2)国基本計画

・利用促進法の基本理念及び基本方針に基づき策定

・今後の施策の基本的な考え方

→資料「手引き」p149 下「成年後見制度利用促進基本計画の概要」

①ノーマライゼーション

②自己決定権の尊重

③財産管理のみならず、身上監護も重視

・総合的かつ計画的に講ずべき施策

→資料「手引き」p150「総合的かつ計画的に講ずべき施策」

①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

③不正防止徹底と利用しやすさとの調和

④制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

⑤国、地方公共団体、関連団体等の役割

⑥意思決定が困難な者への支援等の検討

⑦成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

⑧死後事務の範囲等

#### (3)地域連携ネットワークづくりにおける中核機関の役割

・チーム、中核機関、協議会の関係 →資料「手引き」p15 図Ⅱ-1

・中核機関の役割

→資料「手引き」p15 図Ⅱ-1、p14

①「司令塔機能」地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等

②協議会を運営する「事務局機能」

③以下の「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

・権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断

・本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断

・モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

## 4 成年後見制度及び利用促進計画に関する私見

### (1)制度利用に係る費用の問題

①申立時にかかる費用（一部の実費は上申により本人負担だが、専門家へ依頼した場合の報酬等は申立人負担）

②後見人等への報酬

毎年家裁が決定する報酬額を原則本人が全額負担

専門職後見人等・親族後見人等への監督人の選任の増加（横領防止対策）

本人が後見相当である限り発生し続ける費用となる（申立後の取下不可）

報酬額の決定も、財産の額による形式的な判断が基本

③助成制度（資力がない場合）

成年後見制度利用支援事業（厚労省）

（市区町村により支援事業の内容が異なる。）

→文京区の成年後見制度利用助成事業

→文京社協の成年後見制度申立費用助成事業

助成が限定的、資力要件が厳しい、予算も十分とは言えない等の問題あり

### (2)法律専門職等による「身上監護」軽視問題

「身上監護」業務に関する認識の違い

身上監護の基準が明確ではないことからくる迷い

独りよがりにならずに本人や関係者との協力体制が重要

親族とだけでなく専門職同士による共同後見（得意分野で権限分掌）

（例えば、司法書士が財産管理、社会福祉士が身上監護）

法律専門職で、社会福祉士・精神保健福祉士等兼業の人材の有効活用

### (3)中核機関に機能が集中することによる問題点

機能するための人材確保、そのための予算創出は可能なのか

個人の長期的な情報の集約先となることからの問題点

個人情報保護の点からは、情報共有の在り方にも慎重な検討が必要

### (4)高齢者（認知症）と知的・精神障がい者との差

文京区長申立ての状況

高齢者前提が多い

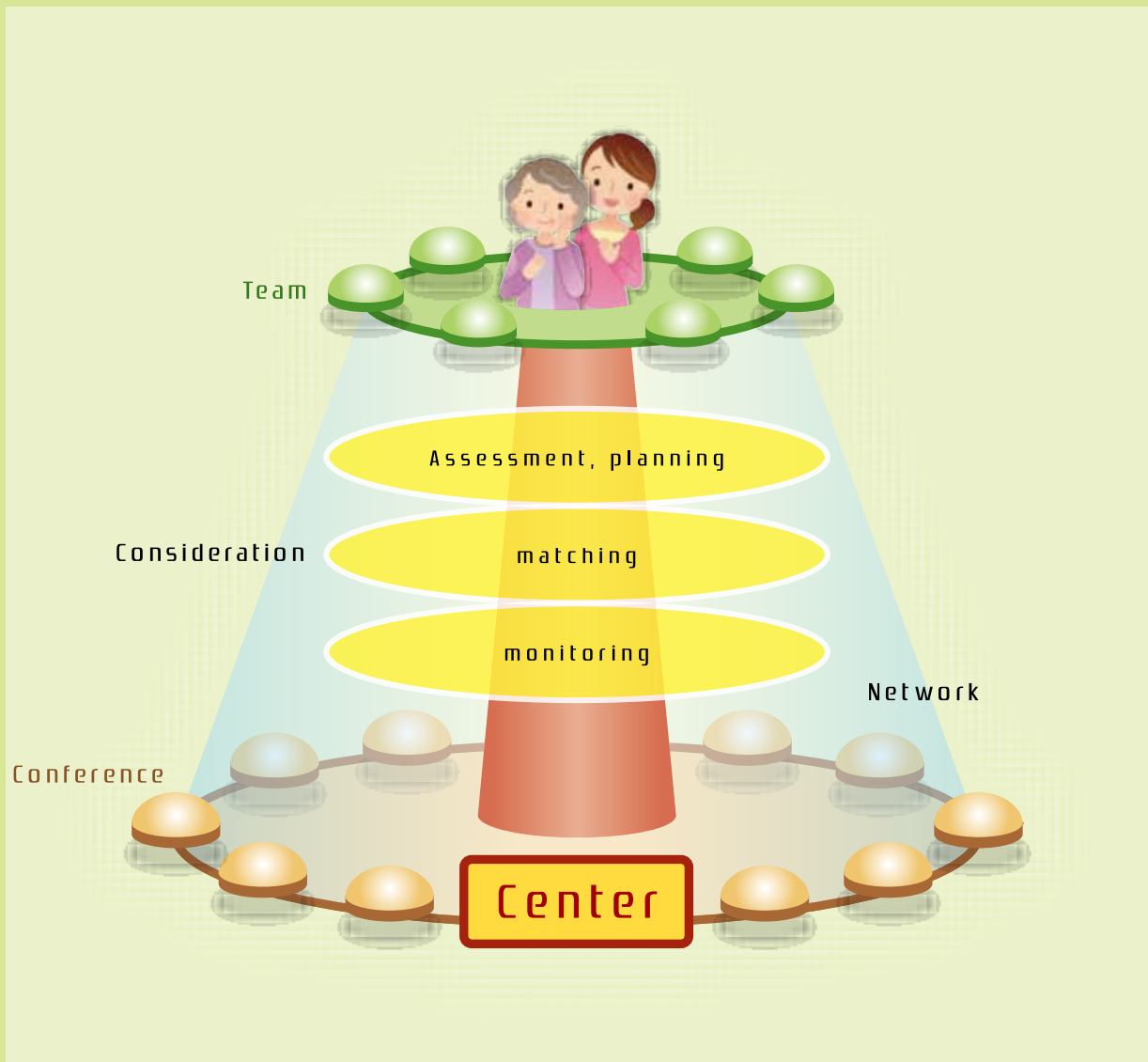
→資料「手引き」p4~p5 を知的・精神障がい者のパターンで

平成29年度 厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）  
「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の  
体制整備に関する調査研究事業」

# 地域における

# 成年後見制度利用促進に向けた

# 体制整備のための手引き



平成30年（2018）3月

成年後見制度利用促進体制整備委員会  
（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）

# —●— 目 次 —●—

## はじめに ～「手引き」作成の背景とねらい～

### **I** いま、地域連携ネットワークを住民の身近に構築していく必要性

- ① 地域共生社会の推進、個人の権利擁護として ～何のための制度か～…………… 3
- ② 利用者にメリットのある制度とするために ～誰のための制度か～…………… 6
- ③ 地域の将来を見通した全体構想、権利擁護・成年後見利用の体制整備を…………… 8
- ④ おわりに…………… 9

### **II** 中核機関の役割

- ① 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割…………… 13
  - (1) 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割  
～「チーム」、「中核機関（3つの検討・専門的判断）」「協議会」～
  - (2) 「3つの検討・専門的判断」における中核機関の役割
  - (3) 中核機関の設置により期待される効果
- ② 中核機関の果たす具体的役割…………… 22
  - (1) 広報・啓発段階【場面1】
  - (2) 相談受付・必要な支援策の検討段階（支援方針検討）
    - ・ 早期の段階からの権利擁護支援の検討開始【場面2】
    - ・ 成年後見制度利用に向けた利用者ニーズの見極め【場面3】
  - (3) 成年後見制度の利用促進段階（候補者の推薦）
    - ・ 本人・親族申立の支援及び市町村長申立を適切に行える体制【場面4】
    - ・ 後見開始に向けた本格調整及び申立の実施【場面5】
  - (4) 後見人等への支援段階（モニタリング・バックアップ）
    - ・ 後見開始後の継続的な支援【場面6】

### Ⅲ 中核機関等の整備に向けた取り組み

1	市町村における中核機関の設置・運営	35
	(1) 中核機関の設置・運営	
	①設置の主体・運営形態	
	ア 設置の主体、運営の主体、設置の区域等の考え方とバリエーション、留意点	
	イ 中核機関と自治体	
	②中核機関と地域連携ネットワークの関係機関の機能分担	
	(2) 中核機関等の設置に向けた協議プロセスの例示	
2	地域連携ネットワークの支援機能の整備	71
	(1) 広報・啓発	
	(2) 相談受付・アセスメント（支援の検討）	
	(3) 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）	
	(4) 後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）	
	(5) 地域力強化に向けた人材育成	
3	地域連携ネットワークの発展に向けて	92
	(1) 専門職団体等との連携	
	(2) 計画の策定	
	(3) 財源確保	
	(4) 審議会の設置、条例等の制定	
4	都道府県の役割	102
	(1) 都道府県の市町村支援	
	(2) 都道府県の整備ビジョン ～静岡県を例に～	
	<b>おわりに</b> ～本事業で行った実態調査について～	112

検討体制	113
------	-----

#### 参考資料

- ・成年後見制度利用促進基本計画（本文）
- ・成年後見制度利用促進基本計画のポイント（ポンチ絵）
- ・成年後見制度利用促進基本計画の策定について（各都道府県知事宛通知）
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律 イメージ図



## はじめに ～「手引き」作成の背景とねらい～

### ●「手引き」作成の背景

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は「成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）」を勧案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

本「手引き」は、平成 29 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）として、特にこれから体制整備を進める市町村が取り組みを開始する際に参考にさせていただけるよう作成したものです。

### ●「手引き」のねらい

成年後見制度利用促進の体制整備は、中核機関の設置、成年後見制度利用促進基本計画の策定、条例の制定と審議会の設置等、複数の項目にわたっています。本「手引き」では、各市町村の成年後見制度利用促進の体制整備を中心となって推進する主体となる中核機関の設置に重点をおいています。

中核機関を設置・運営しはじめることで、地域の関係機関が連携し協働する「地域連携ネットワーク」が動きはじめ、その地域内の権利擁護・成年後見に関する課題に対応する取り組みを支援する内容となっています。

### ●「手引き」の構成、内容（概要）

本手引きの構成は、大きく以下の 3 つに分かれています。

I 章では、「いま、地域連携ネットワークを住民の身近に構築していく必要性」と題し、何のために、誰のために、成年後見制度の利用を促進するのか、取り組みの原点を確認します。

II 章では、「中核機関の役割」と題し、あるべき中核機関の役割を示すとともに、中核機関を設置することで現状の地域課題がどう解決されるのか、中核機関の設置や機能の発揮によって、自治体はどのような法律上の責務を果たすことができるのかを述べています。

III 章では、「中核機関等の整備に向けた取組」と題し、どのように体制整備を進めるのか、具体的なフローと留意点や参考事例を紹介しています。

### ●「手引き」の活用に向けて

本「手引き」は自治体に加えて、地域連携ネットワークに参加する専門職団体、家庭裁判所、社会福祉協議会、NPO、本人や家族、地域の支援者等も対象としています。また、自治体を広域的な観点からバックアップしていく都道府県の役割も重視しています。

地域でどのような課題がありどのような体制を構築していくのか、本「手引き」が、関係者が認識を共有し、連携して取り組みを進める際の一助となることを願っています。

成年後見制度利用促進体制整備委員会  
委員長 新井 誠

# 1 地域共生社会の推進、個人の権利擁護として ～何のための制度か～

なぜ今、市町村において成年後見制度の体制整備が求められているのでしょうか？

成年後見制度はこれまで、資産の多い方の財産管理という私的な問題と捉えられがちでした。また、独居の高齢者で認知症の進行により地域での生活が困難になり施設入所に移行する場合や、障がい者で親の死去などにより家族支援が当てにできなくなる等、生活上で大きな課題が生じ、初めて対症療法的に利用が検討されるということが多くありました。

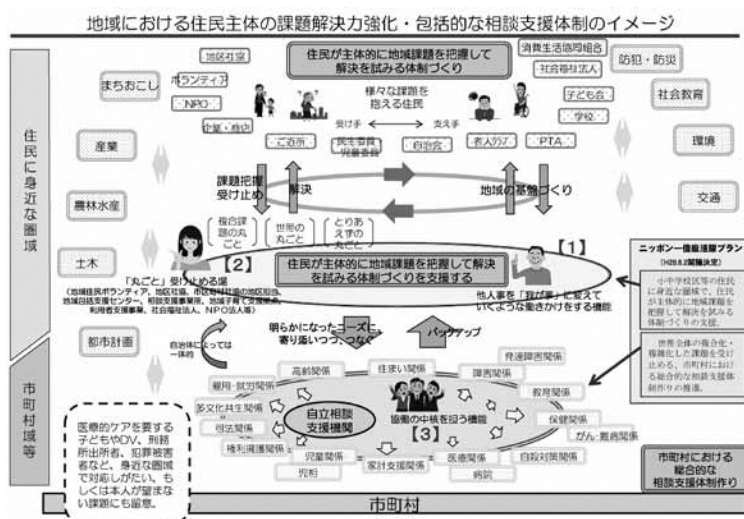
しかし、今こうした捉え方を見直す必要があります。「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下、「法」という）と成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年閣議決定。以下、「国基本計画」という）は、成年後見制度を活用し、障がい者や認知症高齢者の財産管理だけでなく、地域での日常生活等を社会全体で支えることを求めています。

第 1 条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないに鑑み、（以下略）

お金・財産の管理、介護・福祉等社会サービスを本人意思に基づき適切に利用（契約）していくことは地域生活の基本です。生活を支えるこのような支援は、これまで家族機能の一部として当たり前と考えられてきました。しかし、高齢化が急激に進み世帯構成が大きく変わりつつある昨今、高齢者や障がい者の単独世帯や高齢者のみ世帯、障がい者の子と高齢の親等の世帯もますます増えています。このような方々が医療・介護・福祉等生活の基本となるサービスを適切に利用できない状況がないよう、地域で支えることも必要になってきています。

また、虐待や消費者被害等の権利侵害にあたり、支援の拒否（セルフネグレクト）や見守り不十分の中での行方不明や孤立死など、判断力の不十分なこともあり自ら声をあげて SOS を発し権利や生活を守ることのできない方たちの存在も、忘れてはなりません。

権利擁護ニーズは見えにくいもので見ようとしなければ見えてこず、このような方たちが、自治体内での連携が取れないことから成年後見制度の利用に結び付けられないまま、地域で埋もれている可能性がある現状にも、私たちは気づいていく必要があります。



出典：厚生労働省作成資料

成年後見制度は、このような判断能力が不十分で権利擁護の必要な方々を、成年後見人等を選任することによって、一人の人間としてその意思や尊厳を尊重し、本人の権利行使や権利を守り実現することを支援する、権利擁護の制度です。

### 実際にあったこのような事例を通し、皆さんの地域の問題として考えてみてください



ここに頼るべき身寄りに次々と先立たれた高齢女性があります。公務員として長年働き、年金もあり、介護保険料も払ってきました。しかし80代後半になり、判断力にも自信なく、消費者被害にあった後は、誰を信用してよいか不安も大きくなってサービス利用も拒否し、閉じこもりがちで税金等も滞納していました。

つい最近、脱水状態で救急車で緊急入院するようがありました。しかし、支払いや退院先の検討等で親族の協力がなく、病院でも困っていました。

⇒このような問題は、民民の契約問題とされがちですが権利擁護の必要なケースです。

⇒あなたの地域では、このような問題が民生委員・介護支援専門員・相談員等に理解され、対応・相談できる体制ができていますか？自治体内でも虐待や消費者被害等窓口がばらばらで、権利擁護ニーズが一体的に捉えられていない等はありませんか。

#### ●身近な人が権利擁護の必要性に早期に気付けるための、周知・広報に取り組みましょう



病院の医療ソーシャルワーカーから連絡を受け本人状況を確認した地域包括支援センターは、自治体と共に法律職等も参加している地域の権利擁護の判断を後押しする会議に相談しました。その結果、本人申立を第一に、困難ならば首長申立という方針が決まりました。申立は信頼関係のある介護支援専門員（ケアマネ）が熱心に本人にすすめ説明してくれ、受診・資料等の作成にも協力してくれることで、保佐類型での本人申立てが進みました。

⇒このような問題は、せっかく相談窓口に繋がっても、担当者だけでは権利擁護支援の方針や首長申立等、専門的な判断ができないことも多いのです。また、親族等に任せるだけでは、申立等がその力がなく頓挫してしまうこともあります。

⇒あなたの地域では、首長申立判断を支え促す法律職等も参加する会議のような仕組みがありますか？利用促進する申立支援や本人にわかりやすい説明等を実施できる体制がありますか？

●権利擁護としての判断や支援方針がたてられる、法律職等専門職の力を借りられる仕組み（会議等）づくりに着手しましょう

市で主催する受任者推薦に関する調整会議に地域包括支援センターから本人の状況が報告されました。消費者被害の問題等もあり、最初は法律職にお願いしましたが、状況が落ち着き次第、その後の人生の伴走が必要ということで早めに市民後見人にバトンタッチされる方針が、法律職等の専門職や市民後見人も参加する協議で示され、それに基づき家庭裁判所への推薦がされました。



⇒このような問題は、家庭裁判所で本人の生活状況等を十分理解した上で成年後見人等を選択・選任できる状況を整備しなければ、本人にメリットが感じられる制度の利用に結びつかないおそれがあります。裁判所の理解が進むような情報提供も必要ですが、本人に必要な支援と地域の社会資源との調整は、身上保護を中心に考えれば地域福祉の一環と考えられます。その場に法律職等も参加し、家庭裁判所とも調整しながら推薦する仕組みが必要です。

⇒あなたの地域では、本人の支援について法律職も参加し、適切な支援の出来る担い手を推薦できるような協議の場がありますか？地域の将来と全体を見廻し、本人への適切な支援を期待できる市民後見や法人後見等の社会資源を育てていますか？

●本人に適切な支援ができるため受任調整等の仕組みも視野にいれましょう



その後、この高齢者は認知症もありながら望んでいた在宅生活を各種サービスを使うことでぎりぎりまで続けました。在宅継続をあきらめることには保佐人も悩みましたが、バックアップしてくれる成年後見センターの呼びかけで会議を開いて方針を一緒に考えてもらうことで踏み切ることができました。

⇒このような問題は、親族に限らず専門職後見人等も地域でのバックアップ体制がないと、知識や経験不足により本当に必要な支援が構築できない恐れもあります。

⇒あなたの地域では、必要に応じ地域ケア会議への参加や地域の支援者や本人を良く知る方々とチームを組む等、後見人等を見守りバックアップする体制がありますか？

●成年後見人等へ地域のチーム支援ができ、見守りバックアップできる仕組みを

成年後見人等が選任された後も、継続的な地域での見守り（モニタリング）や地域ケア会議等でさらなる支援に繋ぐなどのバックアップや相談体制が取れるための仕組みづくりを、今ある地域ネットワークとの関連で考えましょう。これらにより、不正防止効果も期待されます。

その後、本人と向き合い続けた保佐人（最後は本人能力低下に伴い成年後見人）により、サービス等の利用や個人的な趣味についても本人意思を最大限引き出し尊重して手配や契約、時には苦情申立てを行う等の支援がされました。地域のネットワークと多様なサービスで横串をさし包括的な支援が可能となり、居場所が変わり周囲の支援者が変わっても、本人の権利を守り本人らしさを保ち続けることができたのです。また、自治体や事業者・施設・医療機関等にとっては、税金や利用料不払いや契約者不在等のリスクを心配することなく、本人を中心にした地域生活への積極的な支援をしていくことができました。





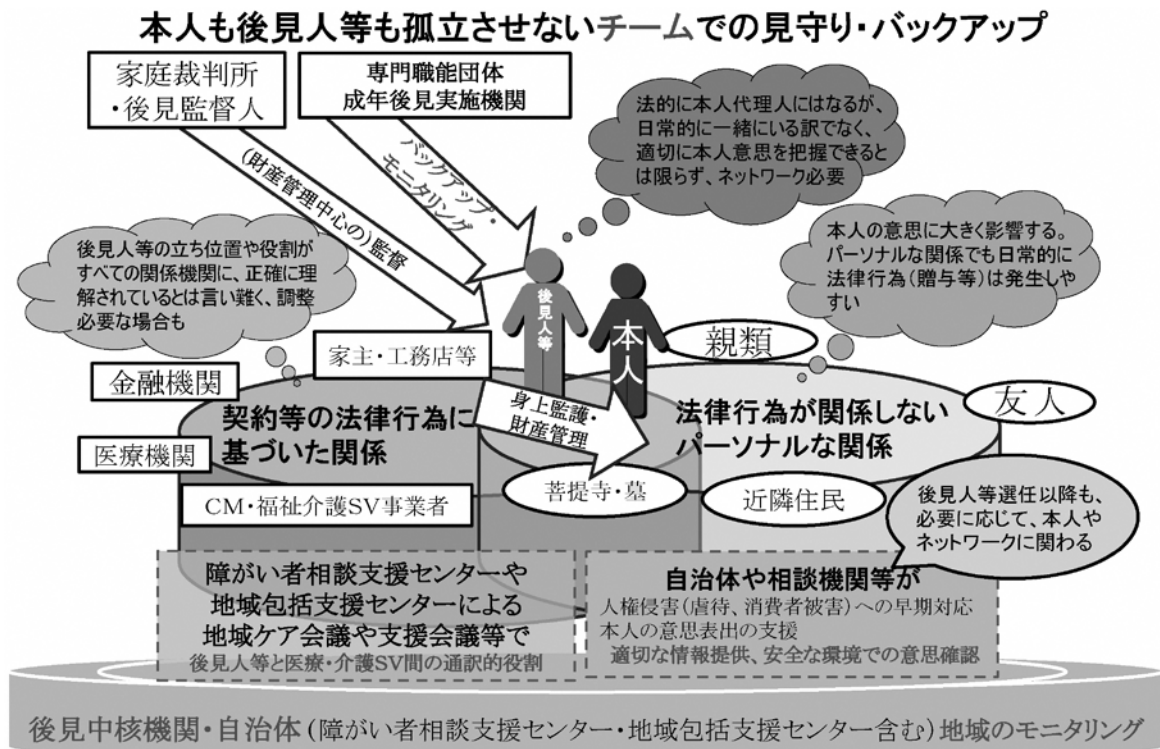
しかし、「身上保護はしないよ」と言い切る専門職後見人も中には居て、これまで本人側のメリットとして実感されない状況のまま「誰のための制度か」が明確でなかったように思えます。

地域包括ケアでは、「その人らしい生活」という言葉が頻繁に使われますが、人はそれぞれ経済状況も幸福感や価値観も違い、福祉や介護サービス利用でも「これは好きだし安心。でも、これは苦手。」など個人個人で違うのはあたり前です。成年後見制度による支援は、このような個別な本人意思を尊重し「その人らしい」生活として反映させるための手段でもあります。

この制度が本人にメリットのある権利擁護（アドボカシー）の制度であるために、そして身上保護を適切に後見人等が行うために、**本人を主体として中心に据えた意思決定支援は重要**です。地域社会での生活は、決して後見人等が一人で支えられるものではありません。これまで、後見人等が付いたことで、もともと本人を良く知る支援者等が遠ざけられたり、逆に後見人が付いたとたん従前の支援者等がサーッと引かれたりした等の話も地域から伝わってきました。

住み慣れた地域で暮らし続けることを可能にするためには、判断能力の低下に気付いた早期から補助人や保佐人の援助が受けられ、自治体がバックにある中核機関の下で、なじみの支援者等とのチームやネットワークの中で見守られる体制こそ、安心というものでしょう。またこれは、障がい者の地域生活の可能性も拡げることにも繋がります。

ネットワーク・チームによる支援は、**本人意思尊重**という面からも、また万が一にでも「最善の利益」として本人への権利制限が必要になる可能性もあると考えると、後見人等の独善的なかわりを防止する等を含め不正防止にも繋がる、セーフティネットと考えられます。<sup>注1</sup>



注1 平成29年3月には、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部より「障害福祉サービス利用等にあたっての意思決定ガイドライン」が発出されたので参考にされたい。また、現在、同省老健局認知症対策室においても、同様のガイドラインを作成中である。

### ③ 地域の将来を見通した全体構想、権利擁護・成年後見制度利用の体制整備を

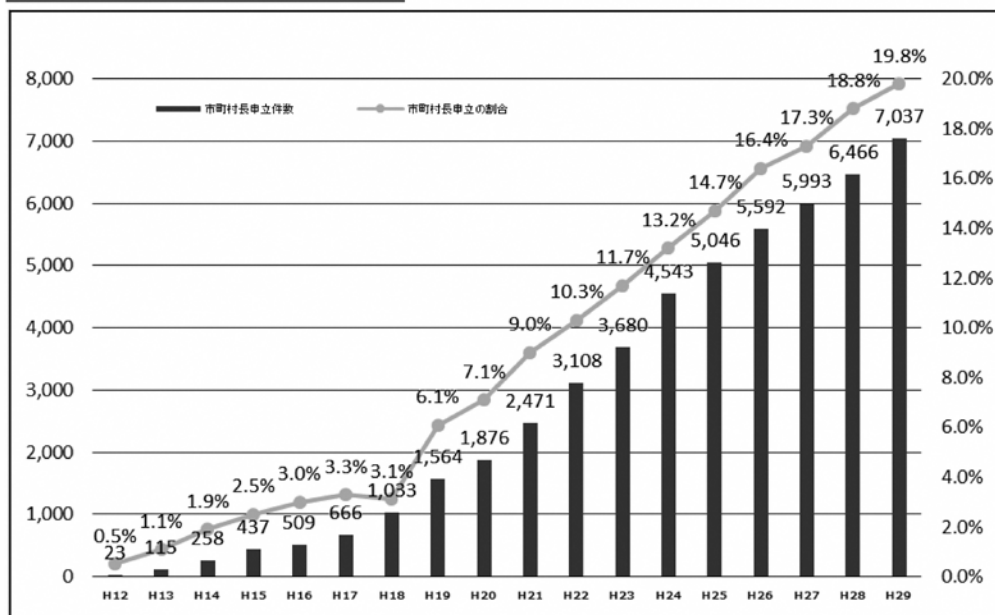
ネットワークの重要性と有用性を前節で述べました。今、法と国基本計画は、市町村に、中核機関が地域の将来を見据えた全体構想を描き、司法機関や法律家等も協力する、これらの体制づくりの進行管理と事務局機能などに取り組むことを求めています。

しかし、ネットワークや中核機関等の体制整備自体がゴールではなく、そのことによって判断能力が十分でない方の権利擁護が図られ、安心できる地域生活が支えられるようにすることが目標です。「利用者にメリットのある」成年後見制度であるためには、本人を中心にその意思を尊重し、個別に必要なサービス等が適切に行われる等、本人の福祉の実現に、地域において司法と福祉の双方の機能強化がされ連携することが重要で、それを可能にするのは自治体の責任ある関与です。

また、地域で支えあう地域共生社会の実現のためには、後見制度に地域住民の理解と協力を得ることに繋がる、市民後見人等を養成し活躍することも目指したいものです。地域ごとの首長申立等をもみても、担い手や後見資源が充実し、体制整備が進んでいくことで権利擁護が図られることは明らかです。市町村が中心になって取り組んでいきましょう。

また、体制整備に着手できない状況が続く地域では、支援が受けられない状態が生まれてきてしまいます。取り組みが進まない地域をフォローアップするためには、広域での中核機関整備の検討を含め、広域自治体としての都道府県の役割も非常に重要になります。

市町村長申立件数の推移



注:平成12年～平成19年までは、4月～3月の数値、平成20年からは、1月～12月の数値

出典：最高裁判所事務総局家庭局作成資料

## ① 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割

### (1) 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割

～「チーム」、「中核機関（3つの検討・専門的判断）」、「協議会」～

国基本計画では、「地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性」にて、中核機関の役割と地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等が以下のように述べられています。

#### 3(2)③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

- 各地域において、上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられる。
- 中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。

#### ④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮すべきである。

なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。(以下略)

(国基本計画 P11 より抜粋)

まずは、地域において連携を推進する地域連携ネットワークの基本的仕組みと中核機関の役割について、概念の整理を行います。

国基本計画によれば、地域連携ネットワークは、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」等という2つの基本的仕組みを有するものとされ、こうした地域連携ネットワークを整備し適切に協議会等を運営していくためには、「中核機関」が必要であるとされています(国基本計画 P10-11)。

本手引きでは、これら「チーム」「中核機関」「協議会」の関係について、以下の通り整理します。

※なお、それぞれの用語について、国基本計画における記述ぶり等については巻頭の使用解説を、より具体的な説明については第三章(p.52～54)をご参照ください。

#### ○チーム

本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み。基本的には、日常生活圏域(場合によっては自治体圏域)で完結する場合が多いと思われます。



## ○中核機関

本手引きでは、国基本計画で提示されている中核機関の様々な役割について、

ア. 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」

イ. 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」

ウ. 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

という3つに集約・整理します。

### ア. 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向け、各地域において様々な関係者の参加のもと、全体構想（基本構想）について協議し、描いていく必要性については、第I章にて述べたとおりです。中核機関は、全体構想の設計と実現に向け、工程を組んで進捗管理を行う、支援の各過程や協議時に関係者のコーディネートを行う等、いわば地域連携ネットワークを整備し、適切に運営していくための「司令塔機能」を有していると考えられます。

### イ. 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」

国基本計画では、地域連携ネットワークの基本的仕組みとして、各地域において各種専門職団体・関係機関が参加し、協力・連携強化を協議する「協議会」等（※説明は後述）の体制をつくり、地域課題の検討・調整・解決などを行うことが必要とされています。この「協議会」等に自治体、専門職団体、家庭裁判所、関係機関が関わり、適切に運営していくためには、事務局の機能が重要であり、地域連携ネットワークの中核となる機関としての中核機関が、協議会の事務局機能を担うことが適切と考えられます。

### ウ. 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

中核機関が進行管理する「3つの検討・専門的判断」とは、

①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断

②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断

③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

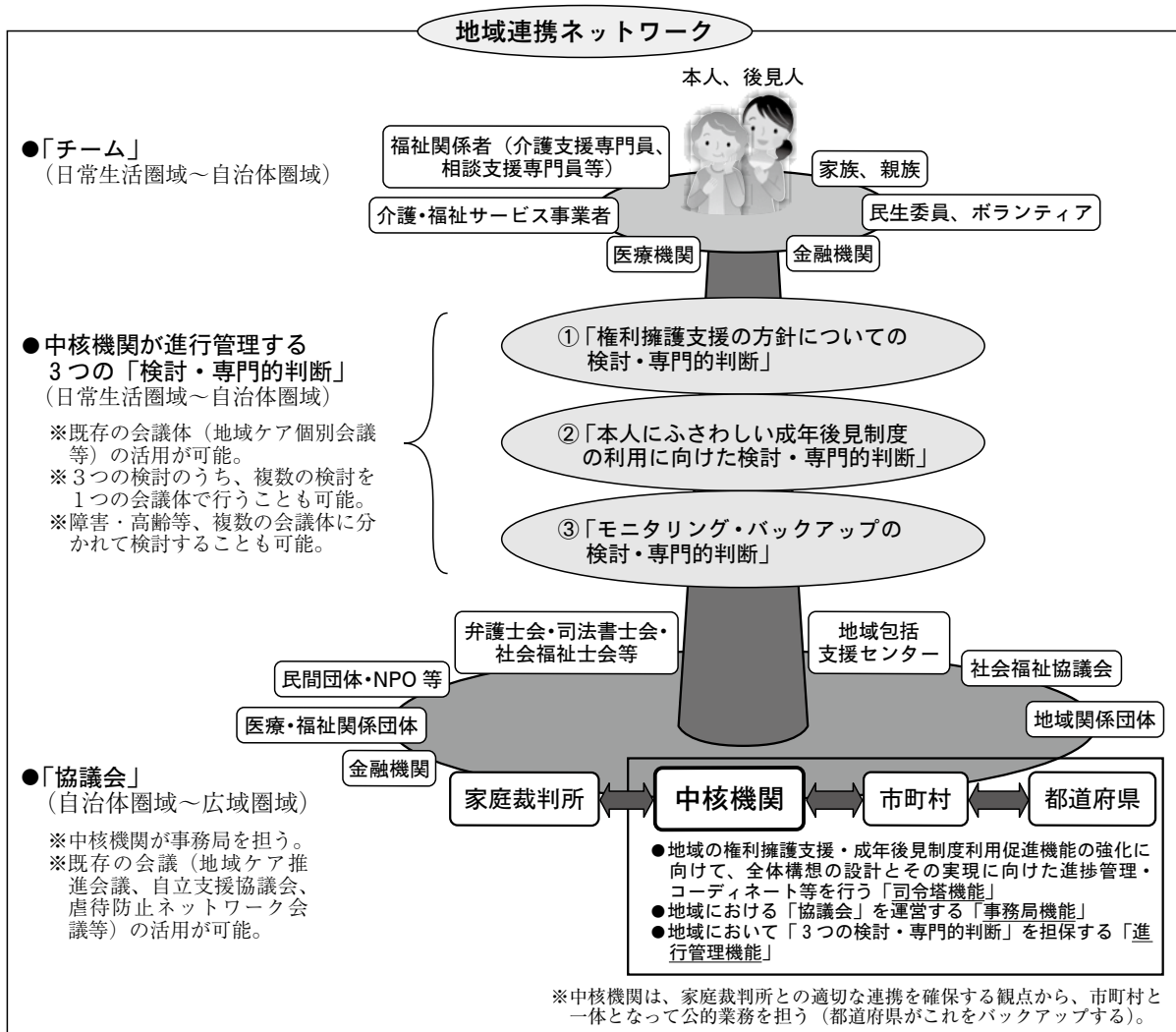
であり、これらを通じ、中核機関は、個別のチーム（本人や後見人と、両者の活動等を身近で支援する関係者）に対する専門職等によるバックアップ（困難ケースのケース会議等を含む）を担保します。これらの検討・専門的判断は、主に日常生活圏域～自治体圏域で行われることが想定されますが、専門性の高い問題等については、更に広域での検討・判断が必要な場合もあると想定されます。

○協議会

協議会は、成年後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。

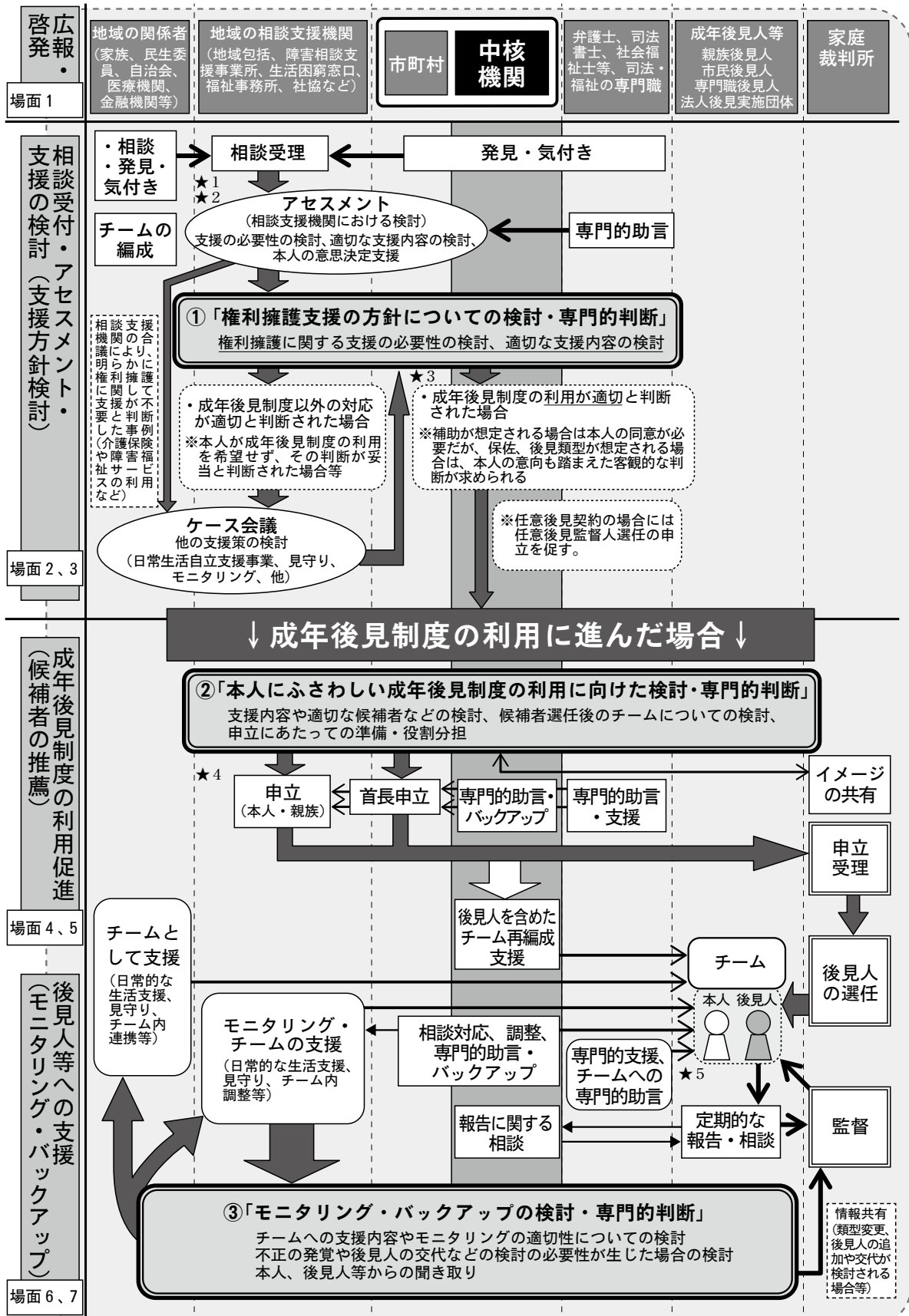
「地域連携ネットワーク」の機能・役割が適切に発揮・発展できるよう、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場になります。中核機関がその事務局を務めます。中核機関や地域連携ネットワークの活動をサポートするとともに、それらの活動のチェック機能も担います。主に自治体圏域～広域圏域で設立運営されることが想定されます。

図Ⅱ－１ 地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の連携イメージ



内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成。

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



※ ★1～5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。

(3) 中核機関の設置により期待される効果

成年後見制度の利用が必要とされながら利用が進んでいない状態は、図Ⅱ-2のフロー図の各段階において、何らかの要因で機能不全が起きている、または機能が未整備であることが要因となっています。フロー図において、各段階の矢印が「目詰まり」を起こしている状態である、ということが出来ます。

地域に、成年後見制度の利用に関する各段階の機能不全や機能の未整備がみられる場合、中核機関を設置・運営し、中核機関が役割を発揮することで、権利擁護支援の地域連携ネットワークが動きだし、課題を解決したり、機能を整備・回復するなど、フロー図の目詰まりを解消する効果があります。

図Ⅱ-3「中核機関の役割・機能と期待される効果」では、現状でみられる様々な課題が中核機関を設置し、機能・役割が発揮されることでどう解決されるのか、「現状の課題」、「中核機関の機能・役割」、「期待される効果」を例示しました。

図Ⅱ-3 「中核機関の役割・機能と期待される効果」



図Ⅱ－3 「中核機関の役割・機能と期待される効果」(続き)



※中核機関の役割・機能は、一斉に整備するのではなく、地域内で最も優先順位の高い課題に対応する役割・機能から整備しはじめ、徐々に役割・機能を拡大していく手法が有効とされます。

※★1～5は、P.19の図の★1～5の過程と対応しています。

※中核機関が調整・進行管理を行います。実務については中核機関と地域の相談支援機関で役割を分担することが考えられます。



## 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

### (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

### (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討  
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

1

## 成年後見制度利用促進基本計画の概要

### 基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)。
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。  
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。 <別紙1参照>

### 基本的な考え方及び目標等

#### (1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

#### (2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

#### (3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

2

## 総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1)  
利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善  
－制度開始時・開始後における身上保護の充実－  
  
<別紙2参照>

- 高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。
- 本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。
- 本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。
- 後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。

(2)  
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり  
  
<別紙3参照>

- 以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。
    - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
    - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
    - ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築
  - 地域連携ネットワークの基本的仕組み
    - ・「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備)
    - ・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備)
  - ➡地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。
    - ◎地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等
      - ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
      - ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
      - ・利用促進(マッチング)機能
      - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
      - ・不正防止効果
    - ◎中核機関の設置・運営形態
      - ・設置の区域:市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討)
      - ・設置の主体:市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置)
      - ・運営の主体:市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意)
- ※専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力

3

## 総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3)  
不正防止の徹底と利用しやすさとの調和  
－安心して利用できる環境整備－  
  
<別紙4参照>

- 現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策(預貯金の適切な管理、私戻方法等)を検討する。
- 今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。
- 移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応を検討する。

(4)  
制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

- 任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。
- 成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い)
- 市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。

(5)  
国、地方公共団体、関係団体等の役割

- 市町村の役割:中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等
- 都道府県の役割:広域的見地からの市町村の支援等
- 国の役割:財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など  
※関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要

(6)  
成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討

- 医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年被後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。

(7)  
成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

- 成年被後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

(8)  
死後事務の範囲等

- 平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。

4

# 成年後見制度利用促進基本計画の工程表

<別紙1>

	29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I 制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II 市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
	診断書の在り方等の検討				
	意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV 地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
	相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
	専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI 成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年6月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。  
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

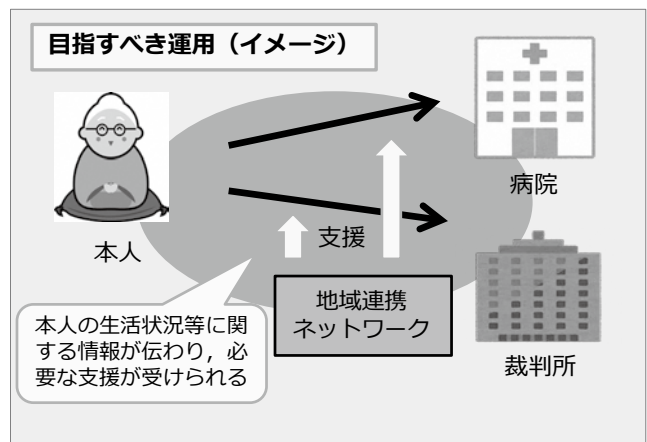
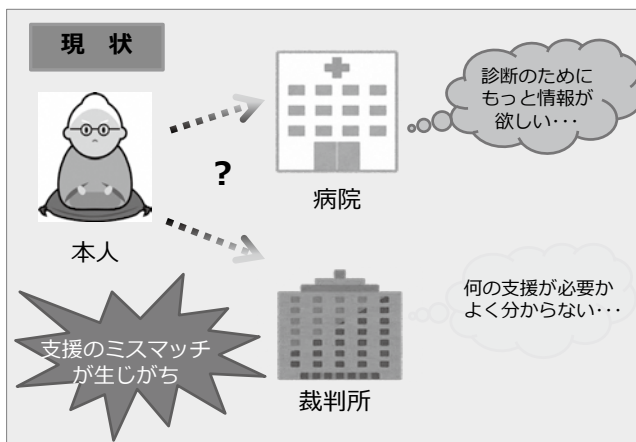
5

## 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

<別紙2>

### 利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。



### 今後の検討課題

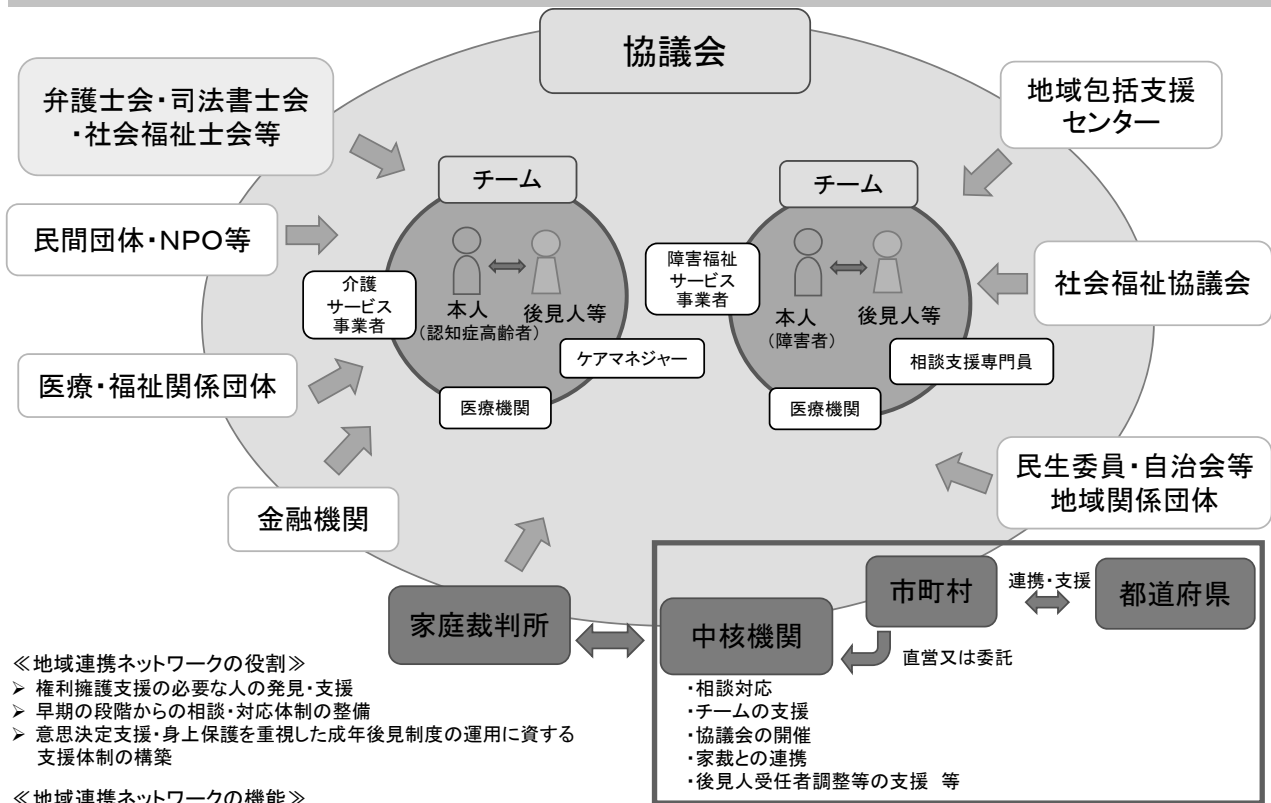
- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

6



# 地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>



- ≪地域連携ネットワークの役割≫
- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
  - 早期の段階からの相談・対応体制の整備
  - 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

- ≪地域連携ネットワークの機能≫
- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

# 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

<別紙4>

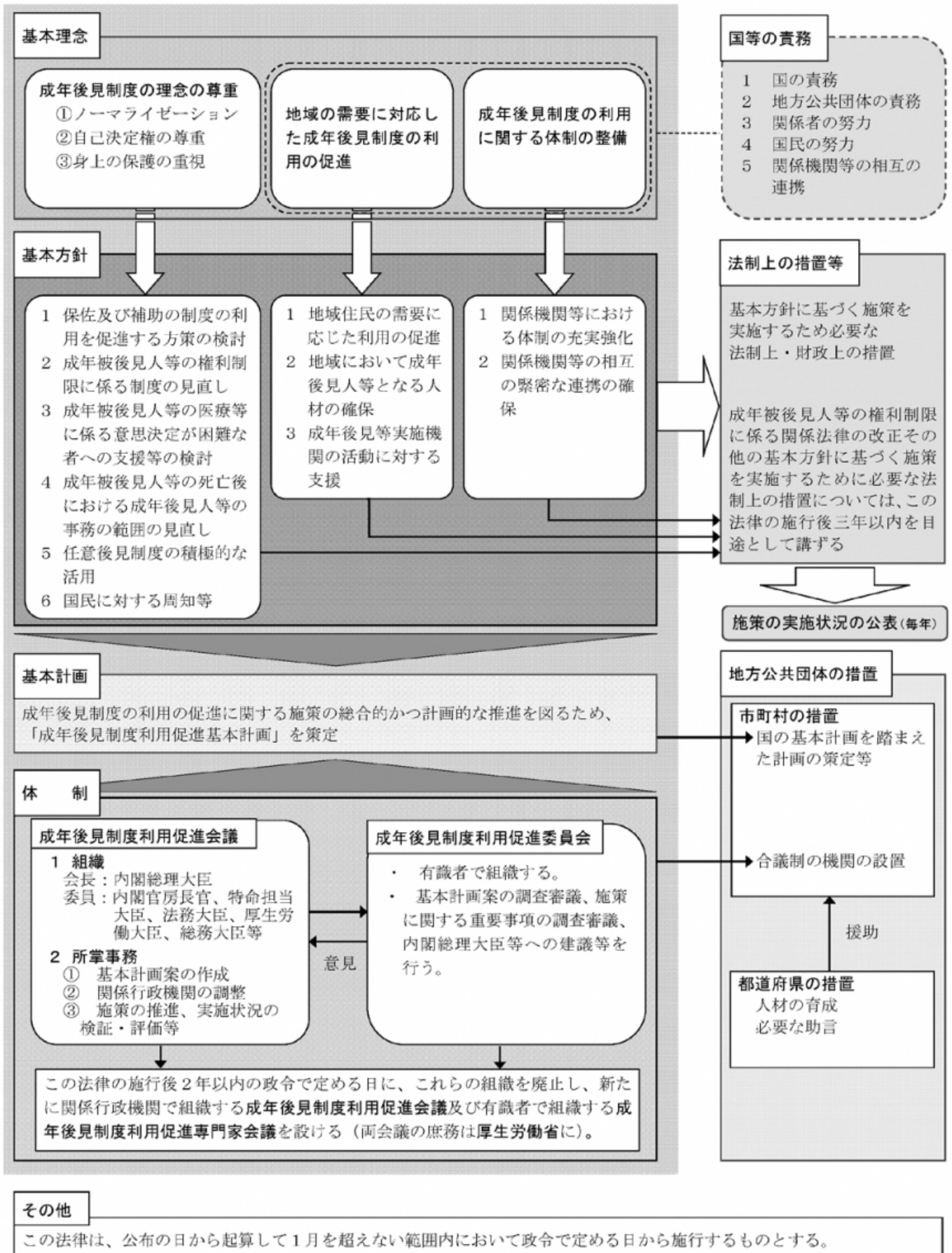
## 委員会の意見の概要等

- 後見制度支援信託に並立・代替する預貯金等の管理の在り方については、金融機関における自主的な取組に期待。(全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、ゆうちょ銀行、農林中央金庫に要請。)
- 今後、最高裁判所・法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。

**預貯金等の管理の在り方のイメージ(案)**

- ・成年被後見人名義の預貯金について
- 1 口座の分別管理**
  - ①小口預金口座(日常的に使用する生活費等の管理)
  - ②大口預金口座(通常使用しない多額の預貯金等の管理)
- 2 払戻し**
  - ①小口預金口座
    - ・後見人だけの判断で払戻しが可能
  - ②大口預金口座
    - ・後見人に加え、後見監督人等の同意(関与)が必要
- 3 自動送金等**
  - 生活費等の継続的な確保のための定期的な自動送金
  - ②大口預金口座 → ①小口預金口座

# 成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図



## 【資料第8号】

平成30年5月10日 成年後見制度利用促進基本計画について

———専門家(司法書士)からお話を聞く会&座談会

### 参加者からの質問、感想など

- ①障害のある子に、いつ成年後見制度の利用をするべきか、悩んでいる。
- ②後見人の仕事がたいへんであることはわかるが、費用が高いと思ってしまう。
- ③手続きが難しいと思う。
- ④施設入所をした時に、親に対して施設の人から、特にたくさんお金を残す必要はないと言われていた。
- ⑤入所した施設の法人あるいは、施設長等に財産を託すことはできないのか。
- ⑥成年後見制度を利用しないまま、親が年を取って認知機能が低下したり、亡くなってしまった場合にはどうなるのか。
- ⑦親としては子供が安心して生活できることを願い、そのために後見人についてほしいと思う。
- ⑧施設から後見制度を利用してほしいと言われたときが、制度を利用する時と考えている。
- ⑨障害のある人本人をよく知る人に、例えば施設の人などが共同の後見人となってもらいたい、可能か。
- ⑩後見人の不正に対する不安。
- ⑪本人の意向がどのように反映されるか。重度の障害のある人にどのように接してくれるのか。
- ⑫市民後見に対し、地域によって温度差がある。ボランティアとして後見制度の支援員をもっと活躍できないか。実際に支援員をしているので、もっと活動の場があればと思う。
- ⑬身上監護についてもっと知りたい。
- ⑭身上監護にも費用がかかるのか。
- ⑮後見人の方がきちんと被後見人の財産を守ってくれる。それは大事であるが、被後見人が亡くなり、後見人が守ってくれた財産は結局のところ国庫に入ってしまうことに疑問も感じる。そのようなお金を後見人制度にもっと有効に利用できないか。
- ⑯後見人を付けると財産を守る代わりに、本人の生活に何らかの制限がかかってしまうのではないか。
- ⑰固定された財産は誰が引き出せるのか。相続だけ後見人を付けられるか。
- ⑱後見人を代えることは難しいのか。
- ⑲共同後見人の場合、家裁が決める報酬はどのようなになっているのか。
- ⑳後見制度利用の予約みたいなことはできるか。
- ㉑こういう制度の相談窓口はどこか。
- ㉒精神障害のある人達にも、地域包括のような窓口がほしい。

## 箱石先生からの回答（一部社協の回答も含む）

- ①～③についての不安は現時点で、どうしても解消できていない。
- ④、⑤高齢者の例であるが、確かに、自宅での生活から施設に入所をして、後見人としてやるべきことが少なくなったケースもある。
- ⑥区長申し立てという制度がある。しかしながら、そのような場合はかなり混乱した厳しい事態でもある。
- ⑦家族だけ、施設だけというのではなく、関わる人が多くいることは良いと思う。本人のサポート体制の充実につながる。
- ⑧施設の人、というのは利害関係で難しい。市民後見や法人後見という動きはある。
- ⑨社協では、成年後見人をつけている人の支援員という方がいる。  
制度を利用する人と、後見人とのマッチングを考える上でも社協の協力は必要だと思う。特に、知的障害のある人の後見人は長い期間行うことがあるので、マッチングはとても重要である。ただし、家庭裁判所は財産の多い人には、専門職を関わらせたいという意向がある。  
社協には社会福祉士の資格を持つものもいるが、財産とくに不動産などの処理については、専門分野ではないので難しいところもある。  
あるいは、信託を利用して大きな財産を動かさないようにしているケースもある。
- ⑩本人に会いに行き、本人の要望を聞き対応する。本人が受けているサービスの適性を考えたり、財産管理以外の支援となるが、実際は難しい面もある。
- ⑪財産管理、身上監護を含めての費用である。両方を行っての成年後見であるが、法律の専門職の人の中には身上監護は出来ないという人も多い。
- ⑫遺言信託を使う方法もある。
- ⑬身上監護を行う上で、本人の意向はきちんと聞くことになっている。
- ⑭基本的には裁判所の指示書による。相続だけという後見人はいない、一度後見人を付けたとその後ずっと後見制度を利用することになる。
- ⑮現時点では難しいが、新しい制度では融通をつけていこうとなっている。
- ⑯家裁の目安としては案分してとなっている。実際は仕事の割合で決まってくる。
- ⑰見守り制度、あるいは相談支援事業所に相談するようなことになる。親の任意後見に、子供についても書いておく。
- ⑱高齢者では地域包括センターがあるが、障害者の場合安心サポートセンターなどが利用できる。学習会なども行っている。
- ⑲精神障害のある人のサポートはあまり進んでいないように思える。